

日本労働年鑑 第58集 1988年版

The Labour Year Book of Japan 1988

第五部 労働・社会政策

II 賃金政策

概要

☆ 「地域別最低賃金額改定の目安」について諮問を受けた中央最低賃金審議会は、八七年度の地域別最低賃金の目安として、引き上げ率二・二%の答申を行った。この引き上げの目安は、金額・率ともに、目安制度開始の七八年以来、最も低いものであった。同審議会での審議は、全ランク一律四・〇%の引き上げを求める労働者側委員と、基本的にすえおくべきとする使用者側委員との間で、結局は意見の一致にいたらなかった。このため、答申は、七年連続で公益委員見解の提示という形をとった。

☆ 八七年度の地域別最低賃金(日額)は、全国加重平均三六六一円で、前年比二・一八%の増額となった。四七都道府県のうち四五都道府県が、中央最低賃金審議会の目安と同額の改定であった。この引き上げ率は、目安と同様に過去最低の水準である。

☆ 八七年度の産業別最低賃金(日額)は、全国加重平均四〇四二円で、八一円、二・一四%の引き上げとなった。この引き上げは、地域別最低賃金の全国加重平均とくらべると、金額で三円上回っているものの、率では〇・〇四%低い。八七年度のこの改定作業にあたっては、前年度までの年齢・業務に関する適用除外につづいて、低賃金である一八七業種(産業小分類)について産業別最低賃金からの適用除外措置がとられた。

☆ 八九年度より全面実施となる新産業別最低賃金の前倒し申請が、八七年度より開始された。八七年四月から八月の期間に、二八件の申し出があり、二二件の意向表明がなされた。はじめての新産業別最低賃金として、三件が八七年度中に決定された。静岡県パルプ・紙・加工紙製造業、兵庫県塗料製造業、全国石炭鉱業である。

☆ 人事院は、八七年八月六日、国会と内閣にたいして、国家公務員の給与について、四月にさかのぼり一・四七%の増額改定を行うよう勧告した。この勧告率は、過去最も低い水準であったが、人事院はこの勧告のなかで、低率であっても給与引き上げが必要であるとする見解を表明している。

☆ 人事院は、給与勧告とあわせて、「四週六休制」をすみやかに実施するよう求める週休二日制勧告を行った。また勧告は、土曜閉庁問題と今後の方向にも言及し、人事院としての週休二日制完全実施へ向けた立場を明確にしている。

☆ 政府は、八七年一二月一日の閣議で、八七年度人事院勧告にもとづいて国家公務員の給与を勧告どおり四月にさかのぼって平均一・四七%引き上げ、また、八八年四月をめどに四週六休制を実施するための給与関係改正法案を決定した。これによって、人事院勧告は、両勧告ともに完全実施される運びとなった。

日本労働年鑑 第58集 1988年版

発行 1988年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1988年版(第58集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
